

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）  
鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

### 第十八条の表中

鳥取県精神衛生審査会	精神衛生法（昭和二十五年法律第二項の規定による精神衛生に関する答申及び精神衛生に関する事務
鳥取県精神衛生診査協議会	精神衛生法第十六条の四の規定に請に関する必要な事項の審議に関する事務
議会	

百二十三号）第十六条の二第一項及び第二項の調査審議並びに知事の諮問に對項に關しての知事に対する意見の具申に

を

よる一般患者が行なう医療費の負担の申する事務

鳥取県精神保健審	鳥取県精神医療審
----------	----------

### 議会

精神保健法（昭和二十五年法律百二十三号）第十三条の規定による精神保健に關する事項の調査審議並びに知事の諮問に對する答申及び精神保健に關する事項に關しての知事に対する意見の具申並びに同法第三十二条第三項の申請に關する必要な事項の審議に關する事務

査会  
 精神保健法第十七条の二の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
 第六条の四中「二十二万五千元」を「二十四万円」に改める。  
 様式第四号の〔注意事項〕中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「2請求日数等」の欄には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条ただし書及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。

様式第五号及び様式第五号の二中「（補償基礎額）」を「（年金補償基礎額）」に改める。

様式第六号中

5 障害補償請求金額	<input type="checkbox"/> 年 金 (補償基礎額) (倍数)	円 × =
	<input type="checkbox"/> 一時金	

5 障害補償請求金額	年 金 (年金補償基礎額) (倍数)	円 × =
	一時金 (補償基礎額) (倍数)	

に改める。

円	円
---	---

様式第七号中

年金 (補償基礎額) 円 × (倍数) = 円

年金 (年金補償基礎額) 円 × (倍数) = 円

様式第八号中「(補償基礎額)」や「(年金補償基礎額)」に於ける。

様式第十号中「225,000」や「240,000」に於ける。

様式第十九号 (その一) 中

補償基礎額 金額 円 年 月

日 決定

や

補償基礎額・年金補償基礎額

補償基礎額

年金補償基礎額

円

年 月 日 決

年 月 日 決

に於ける。

様式第二十号 (その一) 及び (その二) 中

受給権者の氏名

受給権者の氏名

・ 生 年 月 日 年 月 日生

( 歳)

補償基礎額

補償基礎額

年金補償基礎額

円

円

円

支払年月日

支払年月日

支払年月日

年 月 日

年齢 年 月 日

年 月 日

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

を

年輸 歳	支払年月日 年 月 日
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・

に改め、同様式(その三)を次のように改める。

(その 3)

遺 族 補 償 年 金 記 録 簿

死亡職員の氏名・生年月日										年		月		日		支給開始年月		年		月	
氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員の続柄	支給資格に變動を生じた年月日	その 事 由	年金証書番号	備 考	年 金 の 種 類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所 轄 社 会 保 険 事 務 所 等	備 考	年 金 の 種 類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所 轄 社 会 保 険 事 務 所 等	備 考		

支 給 年 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月

遺族補償年金の年額  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月  
 年 月 月 月

振込先金融機関名  
 銀行  
 支店  
 口座番号  
 備 考

支給に係る月 年 月～ 年 月分	年 齢	支 払 年 月 日	支 払 金 額 円	備 考	支給に係る月 年 月～ 年 月分	年 齢	支 払 年 月 日	支 払 金 額 円	備 考
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
		年 . 月 . 日					年 . 月 . 日		
累 計									

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第六条の四の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。

第二章第四節中第四十三条の次に次の二条を加える。

（条例第八十九条の二第一項第三号の競技会）

第四十三条の二 条例第八十九条の二第一項第三号に規定する社団法人日本ボウリング場協会が公認する競技会で規則で定めるものは、次に掲げる競技会とする。

- 一 全国ボウリング競技大会
- 二 宮様チャリティボウリング大会

三 ボウリンピック大会

（条例第八十九条の二第一項第六号の利用）

第四十三条の三 条例第八十九条の二第一項第六号に規定する同項第一号から第五号までに掲げる利用に準ずる利用で規則で定めるものは、次に掲げる利用とする。

- 一 条例第八十九条の二第一項第一号に規定する国民体育大会又はスポーツ行事で地方公共団体が主催するものの予選に相当する競技会における利用
- 二 財団法人全日本ボウリング協会に加盟する二以上のボウリング連盟が参加する条例第八十九条の二第一項第二号に規定する競技会のための練習としての利用
- 三 前条各号に掲げる競技会の予選に相当する競技会における利用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。